平成２２年（フ）第１１４号
宮崎県都城市蓑原町2358番地１　蓑原団地14―２―48
債務者　大浦美保子
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１１０号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字堀切６番地１
債務者　大友ちえ子
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１７０号
福島県二本松市若宮１丁目218番地２　ベルハイツ若宮Ｂ号
債務者　荒木　勇一（旧姓有賀）
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６６号
石川県小松市下粟津町ツ８番地、従前の住所石川県小松市下粟津町ナ19番地３
債務者　堀口和香奈
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１４６号
長野県東筑摩郡朝日村大字古見950番地村営住宅８号
債務者　髙橋　夏絵
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５８号
長野県諏訪郡富士見町富士見11959番地１グリンピュア富士見Ｃ―101号室
債務者　谷口　裕幸
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６１号
長野県諏訪郡下諏訪町4514番地４
債務者　宮﨑眞佐己
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１６５１号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘６棟421号
債務者　松井　英治
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２７号
名古屋市港区東築地町１番地　東築地荘603号
債務者　岡田　愛子
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６２号
名古屋市熱田区白鳥２丁目３番27号
債務者　牧野　利枝
１　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３５９号
名古屋市瑞穂区大喜町１丁目５番地の６　市営大喜荘Ｃ棟422号
債務者　兵後　憲二
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４０５号
名古屋市緑区松が根台78番地の２　ラビデンス松ケ根Ｎ館304号
債務者　松浦　里美
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１７号
名古屋市港区野跡３丁目３番１―404号梅ノ木荘
債務者　清原　大志
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８号
兵庫県洲本市由良２丁目３番３号
債務者　木下　康子（旧姓中山）
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１号
奈良県五條市二見３丁目８番９号
債務者　永田　章典
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第４０７号
高知市南河ノ瀬町341番地２　スカットハイツ502号
債務者　竹島　高志
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２６号
高知市北秦泉寺256番地
債務者　坂本　玉乃
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６７号
大分市牧２丁目１番36号牧サンロイヤル213
債務者　武石　輝明
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係